

令和4年

議会運営委員会記録

令和4年7月8日

※プライバシーに関係する部分を非公開としています。
ご了承ください。

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年7月8日（金曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時30分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	伊 藤 英 雄
企 画 部 次 長 兼 政 策 課 長	渡 辺 正 成	職 員 課 長	工 藤 宏

◇事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議 事 課 長 補 佐	中 村 智 子	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件9 その他議会運営に関することについて
議事運営について

午前 9時30分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議事運営についてです。

議長より発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 議会だよりの編集事前打合せの前に、議会運営委員会を急遽設けさせていただきました。

この件につきましては、去る6月28日に職員のSNSによる投稿について、執行部のほうから一部状況をお聞きしたわけですが、その後の流れについて、執行部に状況を改めて説明していただきたいということで、今回開催させていただいたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 議長の説明が終わりました。

先の6月定例会の議案第35号、和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることに関する、職員のSNSによる投稿については、6月28日、議案の討論・採決を行う前に、議会運営委員会を開催し、執行部から現況や市の見解について説明いただいたところです。

本日、議会として協議したいので、その後の状況等について、改めて執行部に説明を願います。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 おはようございます。

過日、職員による委員会審査内容がSNSに投稿されたことにより、議会運営に混乱を来したことにつきましては、大変申し訳なく、おわび申し上げます。

この件については、後日、職員に対して、所属長よりSNSへの投稿をやめるよう指導しました。また、議会最終日の傍聴を呼びかけた件のSNS投稿は公務員の政治的活動ではないかといった御指摘について、弁護士相談の結果、政治的行為ではないとの回答を得ましたので、処分は行いません。ただ、先ほど述べたとおり一連のSNS投稿は望ましいものとは言えないことから注意指導を行っているところです。

以上、現状報告となります。

○待鳥美光委員長 以上で説明は終了しました。質問等のある方は挙手願います。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 弁護士相談に至るまで、SNSを投稿をしている本人に、市はどのように確認を取ったのか。SNSに挙げている本人と所属長が面談し、事実確認はしっかり取らないとですよね。確認の状況を時系列で詳しく教えてください。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前 9時34分 休憩）

再開します。（午前 9時36分 再開）

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 職員課でも逐次確認できる部分の投稿は確認しています。その確認できた投稿を弁護士に持って行き、確認を取っています。本人ではないのですが、職員課が弁護士と内容を確認しながら相談した結果、これは公務員法には触れないでしょうという回答をもらいました。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 実際にSNSを見て、自分は投稿に何かを書いてはいないけれど、どんどんエスカレートしている気がして少し怖いなどと思って、このまま放っておくと市と議会との関係性がいい方向ではなくて、分断するのではないかと、危険だと感じていて、そこら辺をしっかりと精査していただいているとは思いますが、ちゃんとやっていただきたいと思います。そこら辺の状況は弁護士に相談したという話ですが、それ以外のアクションは何か起こしているのですか。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前 9時38分 休憩）

再開します。（午前 9時41分 再開）

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 今の鳥飼委員の御意見のように、市に対して、あるいは議会に対して、混乱を招くような発言が、もし仮に今後投稿されることがあっては困りますので、そういうことがないように注意指導をしております。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 投稿をやめるように指導したということですが、いつですか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 閉会日の翌日、29日です。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 24日に一般質問で大々的に取り上げているのですが、その場でやらずに29日まで引き延ばした理由は何ですか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 それは、28日の議運のときに説明したと思うのですが、本人に対して投稿はやめるようにというような指導を所属長からしています。ただ、本人と直接、相互連絡が取れなかった、一方通行で終わったということで、会って指導できたのが翌日29日となります。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 確認ですけど、最初に本人に指導したのはいつですか。

○待鳥美光委員長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 時系列で申し上げますと、24日の一般質問を受けまして、27日、月曜日の午前中に、職員課で弁護士に相談に行きました。そのときに、十分に留意しなければならない項目に留意が十分ではないであろうという見解をいただき、同日27日、月曜日の午後と同様の内容で議長からも申出を受けました。それを受けまして、速やかに本人と連絡を取ろうとしたのですが、電話、ビジネスチャットツール等の手段では連絡がつかず、一方通行になってしまいました。ビジネスチャットツールでその内容について発信をしました。

翌28日は、6月定例会の最終日でしたが、追加議案等がありまして議事が長くなり、それ以降アクションを起こしましたが、同様に連絡がつかず、29日になって本人が出勤してまいりましたので、その時に対面で指導いたしました。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 そもそも、一般質問で指摘されるまで、市側はそういう投稿があったことは全く把握していなかったということで合っていますか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 市として把握したのは、24日金曜日の一般質問の前日だったと思います。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 何でその場で言わなかったのですか。指摘されるまで動かなかった理由は何かですか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 委員会審査の内容の投稿があったという事実を知ったのが、23日木曜日の夕方、受け止め方が弱かったと言われればそこまでなのですが、そこまで深読みしませんでした。翌日の一般質問で、議員から事の重大性の指摘を受けまして、その日は夕方5時を過ぎていたので、翌月曜日には、弁護士に相談をさせてもらった次第です。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 ガイドラインに抵触するかどうかは一般質問では明らかにされませんが、今の見解としてはいかがですか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 ガイドラインに関しましては、先ほど言いましたように、意思形成途中の投稿は十分留意した上で行いなさいという趣旨のガイドラインになっていると思います。

本人的には十分留意したつもりだったのかもしれませんが、弁護士に相談したところ、留意はされているようだけれども、十分かどうかは疑義が生じるという見解をいただきましたので、それをもって明らかにガイドラインを逸脱したとか、あるいはガイドライン内だという判断はもらっていないですが、十分かどうかということは疑わしいといただいたので、所属長から注

意をしました。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 ガイドラインの制定された趣旨があると思うのですが、そこに書かれていた投稿というのが、表現は違うかもしれないのですが、一職員が議案についてかなり注力して作り上げたものだと書かれているわけですよ。だけど、議案は市長が提出するものであって、一職員がつくったから私の方を見てくださというの筋が違うでしょって話が大前提としてあるのですが、これに対して市長は何と言っているのですか。市長の考えではなくて一職員の考えで議案を出しているのですか。市の見解を伺います。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 議案に関してはあくまでも市長の権限ですので、議案の事務作業は職員が行いますが、議案は市長が出すものです。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午前 9時48分 休憩)

再開します。(午前 9時51分 再開)

安保副議長。

○安保友博副議長 ガイドラインに明白に抵触しているかどうかの話については、そこまではないと理解しました。改めて聞きますけれども、一職員が自分がつくった議案ですけども、皆さん見てくださと言ったことに対して、市長はどのようにお考えでしょうか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 市長の考えなので、持ち帰って後ほどお答えさせていただきます。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 今回のSNSの投稿は、法に抵触しないという判断だったと思うのですが、前回の議運のあと、職員のSNSの投稿を確かめてみたのですが、表現がひどいなという印象を持ちました。法に抵触しないと言っているけれど、地方公務員法第33条の信用失墜行為に抵触するのではないかと思います。

議会にとっても行政にとっても、その程度の投稿ではなかったと思うんです。法に抵触しないというのは何の法のことを言っているのか。地方公務員法に抵触しないと考えているのか、考えを聞かせてください。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 前段として、投稿が政治的行為ではないかという御指摘があったものですから、そこについての判断を弁護士に相談しました。この書き込みが公務員の政治的制限要項に該当するかどうかを確認しましたので、そこに関しては、弁護士からはこれは政治的行為に当たらないのでその条項には触れないという判断をもらったわけですから、それをもって、議員のおっしゃるような信用失墜という判断はもらっていません。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 表現があまりにもひどすぎたという印象だったので、そこら辺を含めて検討

してもらったほうがいいのではないか。地方公務員法に当たってはどうか、法令遵守義務も定められていますので、地方公務員法についての見解を求めたいと思います。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 信用失墜行為の幅がすごい広いものですから、今の一点だけとらえて信用失墜行為かどうか、政治的行為に該当すれば当然、政治的行為に該当するし、さらにそれをもって公務員の信用失墜行為にも値するとなると思いますけれども、政治的行為に関しては該当しないと判断をもらっていますので、その部分について信用失墜行為には当たらないというのが、今は明確だと思います。それ以外を含めるとなると、今この一点だけではないと思うのですが、広く見て判断しなければならないので、今明確に信用失墜に当たるか当たらないかをこの場では明言できません。

それは当然、今まで、これからもそうかもしれませんが、信用失墜に値する行為があれば、それは市としては適正に対処しなければいけないという考えは持っております。

○待鳥美光委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 先ほどの市長のお考えということで、28日の議運の時に市長が何ておっしゃっていますかと伺ったときに、気をつけましょうというようなことをおっしゃっていたことだけは伺いました。その時に市長のお考えは何もなかったのですか。今持ち帰らせてほしいというお話しでしたが、これだけ時間もたっていて、これだけ大きなことになっているのを把握されているかわかりませんが、何もお考えがないのかなと今感じたのですが、その気をつけましょうとお話した時には、市長としてのお考えはなかったのでしょうか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 気をつけましょうという話がいつなのか、時系列がつかないのですが、職員の投稿の問題のほうに気がいってしまったので、市長の考えを確認するというよりか、職員の投稿に対してどう対応したらいいのかというほうに重きを置いてしまいました。本来は市長の考えが入ってくるのではないかとおっしゃられていると思うのですが、私の頭が回らなかったのも、そこまで確認が取れていませんという答弁となってしまいました。

○待鳥美光委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 何をするにしても、市長のお考えがあって、それで対応していくように組織としてはなっていると思うのです。であれば、部長方がきちんと市長の考えを聞いて、その考えにのっとってやっていくとなっていると思っていたのですが、いまだに考えがわかっていないということは、対応が全然できていないのではないのか。市の対応としては、弁護士に相談し、その後指導はしたけれど、そこに市長の考えは入っていないようですので、市としての対応としては、正式な形、しっかりとした対応ができる状況にまだ整っていないと見受けられます。時間もたっていますので、しっかりとした対応を取らずに長引いてしまうと、どんどんエスカレートしてしまう心配がありますし、いまだに体制が整えられていないというのがすごく心配です。組織としてきちんと機能していないと思うのですが、その点については大丈夫

夫なののでしょうか。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 組織として機能していないのではないかという御懸念だと思うのですが、今回の経緯とかは、都度、市長と確認を取りながら動いておりますので、組織として機能はしています。ただ、安保議員からの質問の、自分がつくった議案だというような解釈、自分がつくったというフレーズの市長の意思確認を、私が確認を取る作業を欠落してしまったのですが、対応としては組織として動いておりますので、市長がいない中でやっているということではないです。

○待鳥美光委員長 松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 28日、定例会の最終日に議運が開かれて、当該職員と連絡が取れなかったのが、29日に指導されたということですが、私はSNSが見られない状態だったので、ところどころスクリーンショットで見させていただいてました。

指導した後も、過激な内容で投稿されていまして、こちら側からも執行部側からも何も報告がなかったのが、私は疑念があります。先ほど、今議論している内容は議案第35号に対しての話ですが、これを放置していたことで、今私怖くて話せないんですけど、個人的に議員に矛先が向いていることは御存知ですか。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午前10時01分 休憩)

再開します。(午前10時10分 再開)

中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 松永議員に対する個人的な投稿の有無については、所属長の報告を受けております。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午前10時11分 休憩)

再開します。(午前10時13分 再開)

松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 御存知だということなんですが、さらにSNSに投稿されていまして、その内容についても、本人から職員にシェアするようとか、動画を見るようとかそういう内容が投稿されていたり、身の危険を感じる内容だったので、あるべきところに相談に行きたいと申しましたら、それはやめてくれというニュアンスに取れました。しかし、そのあとも身の危険を感じる場合は、あるべきところに相談をさせていただくということで一旦話は終わったのですが、そのときに政策課長のほうから、突然聞いたお話だったので対応策はお話しできないということで、4日にお話しして、もう4日たっていますが、市の対応策について今お話しできるのであれば、お聞かせください。

○待鳥美光委員長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 その後のことですが、個人的な、個別具体的なところには言及はしておりませんが、市職員として自覚のある行動に努めなさいというような指導はしております。

○待鳥美光委員長 松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 わかりました。

そのときに、SNSで自分の大切な人ということで、市の職員1名、私の名前が公開されました。市民の方にもそういう内容が伝わっていて、要するに私と連絡を取りたいということがありまして、あるべきところに相談に行ったところ、御本人が待ち伏せのように待っていました。その件については御存じですか。

○待鳥美光委員長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 私は存じ上げていません。

○待鳥美光委員長 今、これまでの投稿についての市の対応ということで、先ほどの御説明に対する質問ということですので、簡潔にまとめていただければと思います。

松永委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 対応策としては、公務員として指導をされたようですが、そのあとも名前を公開するなど、市民の方、職員に対しても、どんどんそれがやまない感じになっていまして、本当に身の危険を感じたので、相談すべきところに行ってみたら、御本人が待っていたかのようにおりましたが、その件については御存じですか。

[「知らない」という声あり]

今、私は議員としての仕事をストップしなければいけない状態で、相談したあるべきところから自宅にはいないようにというような指導を受けて、昨日から自宅に帰っていない状況です。もうすでに個人的に実害を受けている状態ですが、今後、市としてどうしていくのか伺います。

○待鳥美光委員長 休憩します。(午前10時16分 休憩)

再開します。(午前10時27分 再開)

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長
.本人に聞いた上で対応していきたいと思います。その中で、議員がおっしゃるような心配事が解消されるような方向で、取組を本人に指導していければと思っております。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長
.
.

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 最後に、当該職員はそれなりのポストについていますよね。今回注意した、口頭注意をされたわけですが、.
.また同じようなことが起こったときはどのように対応していくのか。また、それによって、議会と市側に混乱を招くのではないかと心配なのですが、その対応を考えていけば教えてください。

○待鳥美光委員長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 今後の対応は、今後職員がどういうことをしたかによって対応が変わってきますので、どのように対応するかをこの場ですぐには言えないのですが、対応しないで済むように本人に指導していくことが、今できることかと考えています。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 起きたときには適切な対応を求めたいと思います。

○待鳥美光委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質問がありませんので、以上で質問を終了いたします。

それでは、本日の案件については、これで終了したいと思います。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

特にプライバシーの侵害の可能性がある部分については精査をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光